

令和7年度
京都市民間保育所等老朽化対策補助事業
募集要項

募集期間：令和6年3月1日（金）～令和6年7月31日（水）

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

令和6年2月

目次

1. はじめに	1
2. 申請における条件	1
(1) 対象事業	1
(2) 対象施設	1
(3) 対象事業者	2
(4) 要件	2
3. 選考について	2
(1) 選考方法	2
(2) 選考結果の通知	2
(3) スケジュール	2
4. 申請方法	3
(1) 提出書類	3
(2) 提出期限	4
(3) 提出方法	4
(4) 注意事項	4
5. 留意事項	4
(1) 複数の建物（棟）の申請	4
(2) 補助金を受けて実施した施設整備事業の報告	4
(3) 補助事業の実施後の建物の処分（財産処分）について	5
(4) 工事期間中の園舎の利用計画	5
(5) 近隣対応（地元の理解）	5
(6) 補助対象外経費について	5
(7) 新園舎の認可定員について	5
(8) 令和8年度京都市民間保育所等老朽化対策補助事業の募集について	5
(9) 停止条件	5
(10) その他留意事項	5
6. お問い合わせ等	6
(1) 問合せ先	6
(2) その他	6
<参考1> 選定基準について	7
<参考2> 補助制度の概要	9

1. はじめに

・これまでの取組と老朽化の状況

本市では、国の補助金を活用した「民間保育所等整備助成」について、これまで「待機児童対策」及び「耐震化」に重点を置いて実施し、その結果、10年連続待機児童ゼロ、民間保育所等の耐震化率100%を達成してきました。

一方で、京都市内の民間保育所等においては、昭和30～50年代に整備され、近い将来に更新時期を迎える建物が多数存在することから、安心安全な保育環境を将来に渡って維持するためには、今後民間保育所等の老朽化対策に取り組んでいくことが必要となります。

・事業の主旨

老朽化対策を実施するに当たり、令和5年4月1日時点において耐用年数を超過した建物を有する施設、かつ「施設の設置者」と「建物所有者」が一致している建物（自己所有）を対象とし、令和5年6月末から10月末にかけて、建築士等の専門家を現地派遣し、対象施設の建物の内部及び外部（屋上、外壁、敷地周辺など）を目視や傾斜計測（木造建築物のみ）により調査し、建物の耐力や外壁・柱等の保存度等の評価から得られる老朽度（非木造建築物については国が定める基準に基づく特A～Eの6段階判定、木造建築物については老朽度を点数化し判定）をもとに、建物ごとに建替えの緊急度について調査を行いました。

調査結果から、現時点では多くの施設の建物では、老朽化に伴う改築整備（建替え）について「必要は認めるが急がなくてよい」又は「必要ない」との状況が明らかになりましたが、一部の施設の建物においては改築整備等の老朽化対策を講じる必要があることが分かりました。このことから、安心安全な保育環境を維持する目的で、建替えや大規模改修に係る支援制度を創設しました。

2. 申請における条件

(1) 対象事業

- ・ 建替え
- ・ 大規模改修（※）

※躯体に影響を及ぼさず、屋上防水、内外装の仕上げ、給排水設備、電気設備、機器等を取り替える方法。
原則、内外装や設備機器を残さず、躯体以外を全て撤去して実施する工事を想定しているが、内外装や設備機器のうち、老朽化が進んでおらず、そのまま活用できる部分がある場合は、その部分を残して実施することは可能。ただし、実施に当たっては老朽度が改善することを設計士に確認すること。
大規模改修を実施した場合、事業実施後、建物の耐用年数分経過するまでは補助対象とならない。

(2) 対象施設

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園（整備後に移行するもの（※）も含む）
- ・ 小規模保育事業所

※整備完了年度の翌年度4月1日までに認定こども園に移行する園に限る。

(3) 対象事業者

- ・ 社会福祉法人
- ・ 学校法人
- ・ 日本赤十字社
- ・ 公益社団法人
- ・ 公益財団法人
- ・ その他市長が認める者

(4) 要件

- ・ 耐用年数を超過していること（令和6年4月1日時点）

構造	耐用年数	対象となる建築年
木造（W）	22年	平成14年3月以前
鉄骨造（S）	34年	平成2年3月以前
鉄筋コンクリート造（RC）	47年	昭和52年3月以前

- ・ 運営法人等が当該施設の建物を所有していること（自己所有）
- ・ こども家庭庁通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」別紙1、別紙2により調査した結果、老朽度「特A～C」の非木造建築物、または、老朽度「5、500点以下」の木造建築物

3. 選考について

(1) 選考方法（詳細は＜参考1＞選定基準について をご確認ください）

以下の評価項目等から総合的に審査を行います。

- ・ 耐用年数の超過年数
（国の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に対する建物の経過年数）
- ・ 老朽度
（こども家庭庁通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」別紙1・別紙2に定めるところより算定したもの）
- ・ 特別保育の実施状況
- ・ 資金計画（財源における借入の有無等）
- ・ 監査結果（文書指摘の有無及び改善実施状況）
- ・ その他

(2) 選考結果の通知

令和6年12月頃に選考結果をお知らせします。（予定）

※通知のスケジュール等が変更となる場合は、別途お知らせいたします。

(3) スケジュール

令和5年度	
3月1日	募集開始
3月29日	事前調査票の〆切

令和6年度	
7月31日	募集締切
8月～9月	書類審査、選考
12月頃	選考結果のお知らせ（予定）
1月	京都市有識者会議
2月	国庫補助金協議書類提出
令和7年度	
4月	国庫補助金内示（以降、実施設計など事業着手可）
3月末	1箇年事業：工事完了期限 2箇年事業：工事着工期限
令和8年度	
4月	国庫補助金内示（2箇年事業の場合）
3月末	2箇年事業：工事完了期限

- ※ 令和9年（1箇年事業の場合は令和8年）3月31日までに既存建物解体、外構工事、仮設園舎解体、その他諸手続きを含む全ての事業を完了すること。
- ※ 令和9年（1箇年事業の場合は令和8年）4月1日までに新園舎での運営を開始すること。
- ※ 補助金の対象とする契約は、国の補助金交付の内示を受けた後の締結が条件となります。

4. 申請方法

(1) 提出書類

① 事前調査票

② 事業計画書

添付書類

- ア 老朽度調査票（京都市が令和5年度に実施した調査結果でも可）
- イ 外観写真及び方向図（老朽度調査において作成したもの）
- ウ 建物内部における老朽化箇所の写真
- エ 配置図及び平面図（整備前、整備後）
- オ 概算見積書（工事費、実施設計料、監理料）
- カ 決算資料（令和3、4、5年度）
- キ 予算資料（令和6年度）
- ク 資金計画書（令和6～10年度）
- ケ 全部事項証明書（建物）
- コ 全部事項証明書（土地）、借地の場合は契約関係の分かる書類

- ※ 老朽度調査については、本市の調査結果を活用せず、施設の運営法人等で実施する場合、別紙1及び2「老朽度調査票」（建物が木造の場合は別紙1、非木造の場合は別紙2）を用いて、一級建築士の有資格者に作成を委託してください。なお、老朽度調査を行う事業者と、改修等の設計・

監理を行う事業者を同一とすることはできません。

※ 申請のために要した費用（例：老朽度調査費、基本設計料など）は全て、選考の結果に関わらず法人の負担（自費）となります。

(2) 提出期限

①事前調査票：令和6年3月29日（金）

②事業計画書及び添付書類：令和6年7月31日（水）

※ 「事前調査票」を受付後、事業の概要について順次ヒアリングを実施させていただく予定です。事業計画書の作成など、申請の準備において必要な情報をお伝えできればと考えています。

「事前調査票」は、令和6年4月1日以降の提出も可能としますが、事業計画書の作成等に取り掛かる前に必ずご提出ください。

(3) 提出方法

メールにてご提出ください。

メールアドレス yohokikaku@city.kyoto.lg.jp

(4) 注意事項

ア メールの件名は「【〇〇園（施設名）】令和7年度老朽化対策補助事業申請」と記載してください。

※件名の記載が異なっていた場合、申請を受け付けできない可能性がありますので、必ず正しく記載いただきますようお願いいたします。

イ ファイル名は「〇〇園（施設名）_□□（4(1)に記載の書類名）」としてください。

例：子若保育園_事業計画書、はぐくみ幼稚園_資金計画書、など

ウ 書類に不備があると審査ができない場合がありますので、十分ご確認のうえご提出ください。

エ 紙の書類での提出は原則として受け付けませんが、メールでの提出が難しい事情がある場合はご相談ください。

オ 京都市にてメールの受信が確認できた後、1週間以内に受信確認メールを送付いたします。1週間を超えてメールが届かない場合は、お問合せください。

5. 留意事項

(1) 複数の建物（棟）の申請

複数の建物（棟）を一括して建替える場合、2(4)の要件を満たす建物（棟）のみ補助金の対象となります。要件を満たす建物（棟）と合わせて要件を満たさない建物（棟）の建替えも可能ですが、補助金は一部対象外となります。

また、選考においては、整備を予定している建物（棟）のうち、耐用年数の超過年数及び老朽度における点数の最も高い建物（棟）について審査を行います。

(2) 補助金を受けて実施した施設整備事業の報告

過去に、補助金を受けて実施した施設整備について、全ての事業をご報告ください。計画によっては、補助金の返還が必要となる場合があります。漏れのないようご注意ください。

(3) 補助事業の実施後の建物の処分（財産処分）について

補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した建物を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は取り壊すこと等を行う場合、補助金を返還していただく場合があります。

(4) 工事期間中の園舎の利用計画

現行の保育運営に支障のないよう計画してください。

仮設園舎を設置する場合、保育室面積の確保や自園調理、乳幼児用トイレの確保等、認可保育所の要件を満たす必要があります。

(5) 近隣対応（地元の理解）

近隣に十分配慮した計画をご検討ください。整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等の関係者に対し事前説明を行っていただく必要があります。意見や要望を受けた場合は、誠実に対応し近隣住民の理解と協力を得られるよう丁寧な調整を行っていただくようお願いします。

(6) 補助対象外経費について

- ・ 土地の買収又は整地に要する費用
- ・ 基本設計料
- ・ 駐車場や園庭等にかかる整備費
- ・ アスベスト調査や老朽度調査等の調査に係る費用 など

(7) 新園舎の認可定員について

整備後に定員数の変更（増減）を予定している場合は、別途協議が必要となります。

(8) 令和8年度京都市民間保育所等老朽化対策補助事業の募集について

令和7年5月頃に公募を開始し、令和7年7月末の申請締切を予定しています。申請を検討している場合は、随時ご相談いただき、必要書類のご準備をお願いします。

(9) 停止条件

本事業は、令和7年度の京都市当初予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。そのため、予算の成立をみなければ、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知ください。

(10) その他留意事項

応募に当たって提出された計画書や添付書類等については、ヒアリング等を通じて内容を確認させていただきます。

6. お問い合わせ等

(1) 問合せ先

担当窓口 子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室 施設整備担当
電話番号 075-251-2390
メールアドレス yohokikaku@city.kyoto.lg.jp

※選考結果に係るお問合せには、お答えいたしかねます。

(2) その他

事前調査票等については、以下のURLからダウンロードいただけます。

京都市情報館（令和7年度京都市民間保育所等老朽化対策補助事業の募集について）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000322781.html>

<参考1>

選定基準について

1 選定基準全体の配点

	評価項目	評価点 (合計 100 点)
1	耐用年数の超過年数	30 点
2	老朽度	30 点
3	資金計画	15 点
4	特別保育	10 点
5	監査結果	5 点
6	その他	10 点

2 個別の選定基準

(1) 耐用年数の超過年数 (最大 30 点)

国の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に対する建物の経過年数 (超過年数) について以下の配点とする。

耐用年数の超過年数が「46 年以上」であるもの	30 点
「36～45 年」であるもの	25 点
「26～35 年」であるもの	20 点
「16～25 年」であるもの	15 点
「11～15 年」であるもの	10 点
「6～10 年」であるもの	5 点
「1～5 年」であるもの	0 点
それ以外のもの	選考対象外

【参考】耐用年数に係る国基準 鉄筋コンクリート造：47年、鉄骨造：34年、木造：22年

(2) 老朽度 (最大 30 点)

老朽度 (こども家庭庁通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」別紙1、別紙2により算定したもの) について以下の配点とする。

老朽度が「特 A (木造は老朽点数 3,000 点以下)」であるもの	30 点
「A (木造は老朽点数 3,500 点以下)」であるもの	20 点
「B (木造は老朽点数 4,500 点以下)」であるもの	10 点
「C (木造は老朽点数 5,500 点以下)」であるもの	5 点
それ以外のもの	選考対象外

(3) 資金計画（最大15点）

運営法人全体の過去3か年の決算において、当期活動増減差額に該当する（基本 金組入前当年度収支差額、当期純利益など）指標が3年間黒字である。	5点
その他	0点

整備費の自己負担分に相当する財源について「全額自己資金」	10点
「自己資金+借入」	5点
「全額借入」	0点

なお、借入がある場合には以下の点数を加算する。

借入の年間償還額が年間運営費見込みに占める割合が「1/12未満」	3点
「1/6未満」	2点
「1/4未満」	1点
「1/4以上」	0点

(4) 特別保育（最大10点）

時間外保育を 実施している。	2点
実施していない。	0点

休日保育を 実施している。	2点
実施していない。	0点

一時預かり事業（休日以外）を 実施している。	2点
実施していない。	0点

障害児保育を 実施している。	2点
実施していない。	0点

医療的ケア児の受入れを 実施している。	2点
実施していない。	0点

(5) 監査結果（最大5点）

施設が受けた直近の監査結果について

文書指摘がない。	5点
文書指摘があるが、すべて改善済である。	0点
文書指摘があり、未改善のものがある。	-5点

(6) その他（最大10点）

その他、地域の保育ニーズや建物の耐震性能など、事業を実施することに特段の事情があると認められる場合に、加点する（最大10点）。

<参考2>

補助制度の概要

1 補助対象経費

(1) 建替え

対象経費	内容
本体工事費	施設・事業所整備に必要な工事請負費（杭工事、昇降機設備工事等を含む） 【整備手法】 ・建替え：建物を全て解体し、新たに建物を整備すること。 建物の一部建替えは可。 <工事区分：改築>
工事事務費	工事施工に直接必要な管理費（工事費及び特殊附帯工事費の2.6%が上限）
開設準備費	備品の購入など、保育所等の開設準備にかかる費用。
特殊附帯工事費	生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備、ごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備、光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備など、特殊附帯工事にかかる費用。
解体撤去工事費	建物の解体に必要な工事費
仮設園舎工事費等	施設・事業所整備に必要な仮設園舎設置に必要な費用 【対象】 ・仮設園舎設置に係る工事請負費、リース料、解体撤去費 ・仮設園舎設置に係る賃借料
実施設計に要する費用	実施設計に要する費用

(2) 大規模改修

対象経費	内容
本体工事費	施設・事業所整備に必要な工事請負費（杭工事、昇降機設備工事等を含む） 【整備手法】 ・大規模改修：現建物の躯体（基礎や耐震壁、柱、屋根などの構造耐力上主要な部分のみを残し、それ以外の老朽化部分を改修すること。老朽化が進んでおらず、そのまま活用できる部分がある場合はその部分を残して実施することは可。 <工事区分：大規模改修>
工事事務費	工事施工に直接必要な管理費（工事費及び特殊附帯工事費の2.6%が上限）
仮設園舎工事費等	施設・事業所整備に必要な仮設園舎設置に必要な費用 【対象】 ・仮設園舎設置に係る工事請負費、リース料、解体撤去費 ・仮設園舎設置に係る賃借料
実施設計に要する費用	実施設計に要する費用

2 補助対象外経費（以下の表は例示です）

項目	補助対象外経費
調査費	アスベスト調査、老朽度調査等に係る費用
基本設計費	施設整備に必要な基本設計に係る費用
土地等	土地の買収、造成及び整地に要する費用、既存建物買収
植栽工事	樹木、園庭の芝等
その他	施設整備として適当と認められない費用（外構工事等）

3 補助金交付額の考え方

基本的な考え方として、補助対象外経費を除いた補助対象経費の3/4と、国の定める補助基準額から算出した補助金額を比較していずれか低い方が、交付額となります。

事前調査票の提出のあった施設に対しては順次ヒアリングを実施しますので、ヒアリングの内容を踏まえて算出することとなります。